

県産木材の利用の促進に関する指針
(第2期)

令和3年3月

広 島 県

県産木材の利用の促進に関する指針（第2期）

第1章 県産木材の利用の促進に関する指針の策定

1 指針策定の趣旨

「広島県県産木材利用促進条例（平成30年広島県条例第48号）」（以下「条例」という。）は、県産木材（県内で生産又は加工された木材をいう。）の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、品質の高い製品を安定的に供給し、もって林業及び木材産業の振興による本県経済の活性化、循環型社会の形成並びに豊かな県民生活の実現に寄与するため議員提案により制定された。

条例では、県の責務並びに市町、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民の役割等を明らかにし相互に連携して、日常生活や事業活動を通じて、県産木材の利用の促進に一体となって取り組むこととしている。

また、県内の森林の継承や循環型社会の形成をはじめとする多くの恩恵を県民が享受できるように、県産材（県内の森林から生産された木材をいう。）の消費拡大を基本に推進していくこととしている。

このような考えのもと、条例第11条の規定に基づき、「県産木材の利用の促進に関する指針」を平成31年3月に策定し、県産木材の利用促進に取り組んできた。引き続き、県産木材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な事項を定める「県産木材の利用の促進に関する指針（第2期）」を策定するものである。

2 指針の位置付け

本指針は、県の総合計画である「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」における農林水産業等の分野別計画として策定した「2025広島県農林水産業アクションプログラム」（以下「2025計画」という。）の基本的な考え方を踏まえたものとする。

また、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下「木材利用促進法」という。）第8条第1項の規定に基づいて定めた「広島県公共建築物等木材利用促進方針」（以下「木材利用方針」という。）を踏まえたものとする。

3 指針の取組期間

本指針の取組期間は、2025計画の目標年度と整合を図るため、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とする。

なお、2025計画に代わる令和7（2025）年度以降の計画策定に合わせて所要の見直しを行う。

第2章 取組方針及び目標

1 現状と課題

主伐の増加に伴い製材用に適した規格の出材量が増加する一方で、コロナ禍や人口減少の影響による新設住宅着工戸数の減少など木材需要の落ち込みが予測されている。

このため、県内における製材品消費量の約6割を占める木造住宅分野においては、外材から県産材への転換を進めるとともに、住宅以外の建築物の木造化・木質化の促進や、家具等の新たな需要先の創出など、生産された木材が用途に応じて適切に利用されるよう、需要先を確保する必要がある。

また、製材工場等に対して県産材を安定的に供給し、工場の稼働を高めて生産コストの縮減を進め、県産材製品の価格競争力を高める必要がある。

さらに、県産材生産量は40万m³近くまで増加したが、林業経営適地の設定に着手したばかりで、経営に必要な事業地が十分確保されていないほか、主伐後の再造林率が約1割に留まっているなど持続可能な林業経営の確立に至っておらず、林業経営体への事業地の集約化や経営力の高い林業経営体の育成等が必要な状況にある。

2 取組方針

県産木材の利用の促進に関する施策を総合的に推進し、県産木材の需要を拡大することにより、県内の林業及び木材産業の振興による本県経済の活性化を図る。

県産木材の利用の促進にあたっては、県内における森林の多面的機能の維持増進を図るために、県産材を優先する。

低コストで効率的な県産材の生産に必要な基盤の整備や人材育成、需要に応じた製材品を安定的に供給できる仕組みづくりなど、川上から川下に至る関係者の連携・協力による安定供給体制の整備を図る。

公共建築物の木造化・内装等の木質化、民間施設及び住宅への県産木材の利用を促進し、需要の拡大を図るとともに、普及啓発により、県民や関係事業者の理解の増進を図る。

なお、森林資源の適正な利用は、持続可能な循環型社会の実現に寄与することから、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえながら、県産木材の利用の促進に関する施策の推進を図る。

3 目標

2025計画に基づき、生産性の高い持続可能な林業経営の確立を目指すことを基本に、令和7（2025）年度の目標を以下のとおり定める。

取組内容	目標項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
県産材の安定供給の推進	集約化された林業経営適地の面積	—	1.8万ha
林業経営体の育成	経営力の高い林業経営体数	2社	15社

取組内容	目標項目	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
県産材の加工流通体制の整備	安定供給協定による取引量	15.6万m ³ /年	20.5万m ³ /年
県産材の利用促進	建築物等の県産材利用量	6.3万m ³ /年	8.8万m ³ /年

第3章 県産木材の利用及び供給の確保に関する基本的事項

1 安定供給の推進

（1）生産基盤の整備

県は、航空レーザ測量データの解析結果により把握した森林資源情報を基に、林業経営適地を設定し、森林経営管理制度を活用しながら経営力の高い林業経営体に林業経営適地の集約化を推進する。

また、長期的な経営戦略の作成や安全管理マネジメントの実施等を通じた経営改善を支援すること等により、長期的視点を有した経営力の高い林業経営体を育成する。

（2）情報基盤の整備

県は、関係者（県・市町・林業経営体）が有する資源情報（林齢・樹種・材積・樹高・境界等）、所有者情報、施業履歴等の森林情報を一元的に管理して関係者と共有する「森林情報共有システム」の整備を進める。

（3）技術基盤の整備

県は、IoT技術等を活用したシカ被害抑制対策を推進するとともに、少花粉苗木等の安定的な供給体制の構築を支援する。

また、コウヨウザンの活用等による森林施業の低コスト化を推進することにより、主伐後の再造林を確実に実施するために必要な技術を確立する。

2 加工・流通体制の整備

県は、林業経営体の出荷のとりまとめを担う流通コーディネーターと連携して、県内外の大規模製材工場等の需要量等の情報を把握したうえで、安定供給協定や木材価格の固定買取の仕組みなどを活用し、効率的な集荷と需要先への安定的な供給に向けた取組を推進する。

3 県産木材の利用の促進

（1）公共施設等における利用促進

ア 公共建築物の木造化

県は、「木材利用方針」を踏まえて、自ら整備する公共建築物において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物は、原則として全て木造化を図るものとする。

耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建

築物であっても、近年進展の見られる木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、耐火性能を有した集成材やCLTなどの新たな木質部材の活用を検討し、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努める。

また、県は、公共建築物を整備する市町に対して、木材の調達に関する県内情報や、コスト削減の事例を含めた木材の利用に関する専門的な知見を提供するなど、木材の利用に取り組みやすい体制の整備に努め、公共建築物における木材の利用の促進を働きかける。

さらに、県は、保育所や老人ホーム等の公共建築物を整備する民間事業者に対して、県内の建築士が中心となり、森林林業・木材産業等の関係者と結集して設立した「ひろしま木造建築協議会」と連携しつつ、公共建築物における木材の利用に向けて必要となる情報の提供に努める。

イ 公共建築物の内装等の木質化

県は、自ら整備する公共建築物について、高さ・面積の規模に関わらず、直接又は報道機関等を通じて間接的に県民の目に触れる機会が多いと考えられるエントランスホールや待合室等を中心に、内装等の木質化を推進する。

ウ その他の木材利用

(ア) 備品等での県産木材利用

県は、県産木材を使用した、机・イス・ベンチ・パーテーション等の備品やコピー用紙等の消耗品の導入に努める。

また、公共建築物の敷地内にある外構施設（塀、柵、デッキ等）を整備する場合には、県産木材製品の利用に努める。

更に、暖房器具やボイラーを導入する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

(イ) 公共工事での木材利用

県は、自ら発注する公共工事において、工作物に係る直接資材のみならず、コンクリート型枠や工事看板等の仮設資材を含めて、県産木材による製品の積極的な利用に努める。

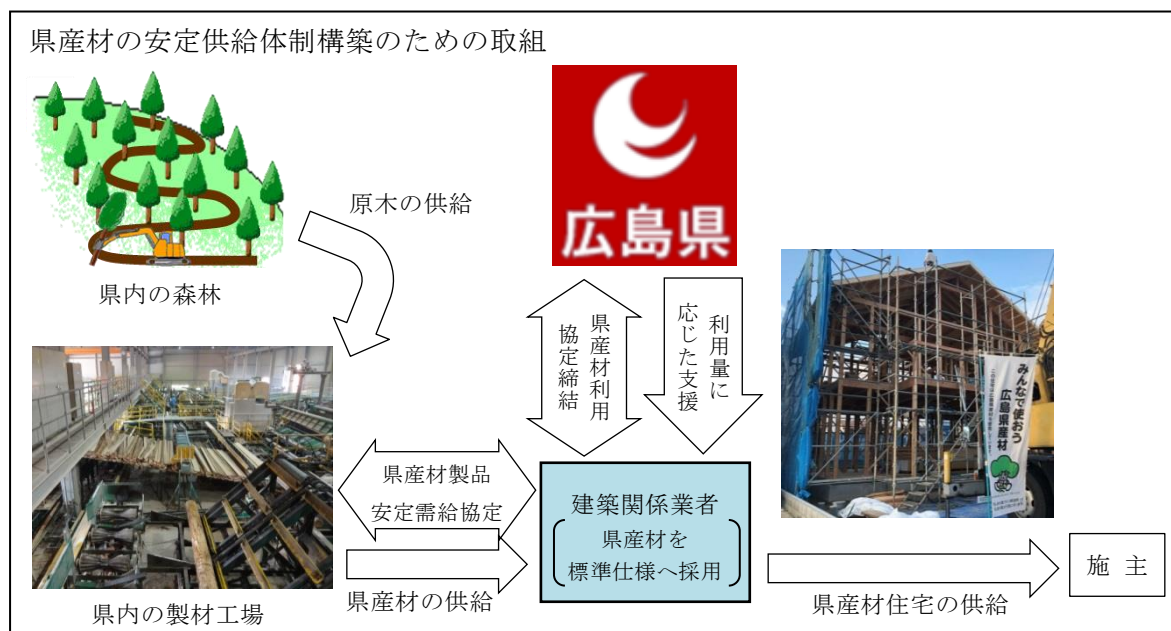
エ 県が補助する公共建築物等

県は、市町等が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等の補助にあたって、事業主体の理解を求め、可能な限り、上記ア～ウに準じて、県産木材が積極的に使用されるよう配慮する。

(2) 公共施設以外の建築物における利用促進

ア 木造住宅

県は、建築関係事業者が県産材を主要構造部材の標準仕様へ採用し、県及び県内製材工場と県産材利用に関する協定を締結して木造住宅の供給を行う取組への支援に加えて、県産材の利用が進んでいない全国展開の住宅建築会社や小規模な住宅建築会社に対し、県産材への転換に向けた取組を支援する。



イ 住宅以外の建築物（公共建築物を除く）の木造化・内装等の木質化

県は、新設住宅着工戸数が減少する中で、県産材需要を下支えしつつ、かつ県産材の利用拡大を進めるため、現時点では鉄骨造が主流となっている民間事業者が整備する店舗や事務所、倉庫等の非住宅建築物について、県産材による木造化を促進するとともに、店舗や飲食店等の県民の目に触れる機会が多い建築物については、県産材による内装等の木質化を促進する。

(3) 新たな用途の開発と販路の拡大

県は、今後、生産量が増加するヒノキについて、住宅分野以外での新たな需要を確保するため、家具等の木材関連の高度な技術と訴求力のある特産品やデザイン等との組合せにより、新たな高付加価値製品を生み出す取組を支援する。

また、かき養殖筏における間伐材の利用など、産業分野における新たな用途の開発に取り組むとともに、床板、家具等に用いる製材用の広葉樹は、森林保全の観点から輸入量が減少し、国産材に注目が集まっていることから、県内の資源状況や需要を把握したうえで、利活用に向けた取組を進める。

さらに、事業者による販路拡大を推進するため、首都圏等で開催される展示会での出展機会を確保するとともに、展示会における商談結果のフォローアップを行う。

4 木質バイオマスの利活用の促進

(1) 木質バイオマス施設の整備支援

県は、山村地域で、地域の関係者の連携の下、温水供給や冷暖房等の熱利用により、森林資源を地域内で持続的に活用する仕組みの構築を推進する。

また、未利用間伐材等の利用を進めるため、木質バイオマス製造施設等の整備について、補助事業や低利融資等の活用を支援する。

(2) 新たな利用を推進する調査及び情報収集

県は、石油資源からバイオマス由来の製品への代替を進めるため、実用化が期待されているセルロースナノファイバー（CNF）やリグニン等の新たなマテリアル利用に関する情報を収集し、必要に応じて、事業者を提供する。

5 普及啓発

(1) 木育の推進

県は、市町や関係団体等と連携して、子どもから大人までが木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学ぶ教育活動を推進する。

また、木育活動の企画立案や指導、アドバイス、コーディネートができる人材を育成する研修会等の開催や、木育の活動をサポートするボランティア団体等を登録し紹介する仕組みづくりなどの取組を支援する。

(2) 県産材に関する情報発信

県は、県民等に対して県産材利用の意義を伝えるため、木材利用を拡大していくための国民運動である「木づかい運動」の理念を踏まえて、木の良さや価値を再発見させる建築物や木製品等を消費者目線で評価、表彰する「ウッドデザイン賞」をはじめとした、各種の木材利用に関する表彰への応募を広く働きかけるとともに、その結果に関する情報発信に取り組む。

また、県民等による県産材利用の機運を醸成するため、「ひろしま木づかい推進協議会」が中心となり、毎年10月の「木づかい推進月間」をはじめ、あらゆる機会をとらえて県民等が木材や木製品に触れ合うイベント等を開催する。

(3) 合法性が確認された木材の利用

県は、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）」の趣旨を踏まえ、合法的に伐採された木材及びその製品の流通及び利用の促進を図るため、消費者や実需者が合法性の確認された製品を選択する取組を推進する。

6 人材の育成

県は、県内の事業者を対象に、木造設計に対する理解を深めてもらうため、関係団体等と連携して、設計から県産木材の調達、施工、監理に至る一連の知識を習得する機会を設ける。

特に、木造設計に携わる建築士等の設計技術の向上および人材育成にあたっては、「ひろしま木造建築協議会」との連携を強化するとともに、大学等の教育機関と連携して将来の木造建築を支える人材の育成に取り組む。

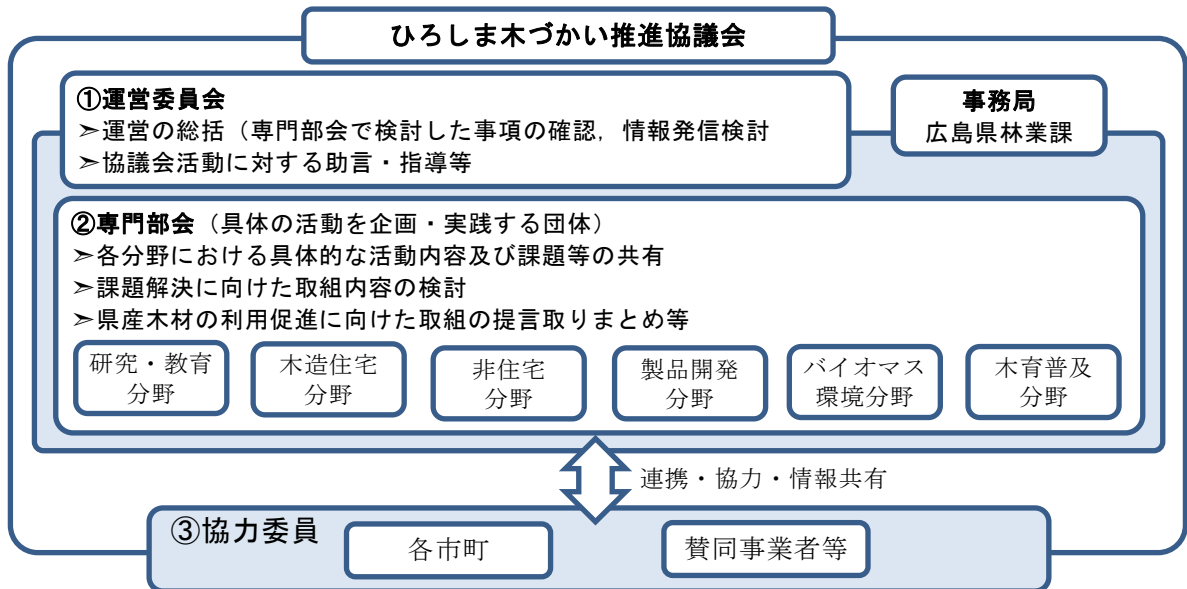
第4章 その他必要な事項

1 体制の整備

県は、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、市町、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者等の関係者から成る「ひろしま木づかい推進協議会」を設置・運営する。

同協議会では、具体的な活動を企画・実践する団体等で構成する専門部会を置き、協議会の各構成員による取組状況を共有した上で、取組内容の検討・検証を行うとともに、新たな県産木材利用の調査研究や情報の収集・発信に取り組む。

また、同協議会は県内で優秀な木材利用を行う者に対して表彰を行う。



2 施策の実施状況の公表

県は、毎年、本指針にかかる県産木材の利用促進に関する施策について、各局における実施状況を整理した上で、県ホームページ等で公表する。